

# 仙台市市民協働事業提案制度

令和9年度 協働事業提案を募集します

募集期間	令和8年5月25日(月)～7月22日(水)
事前相談期間	令和8年6月15日(月)～7月15日(水)
提出締切	令和8年7月22日(水)
事業期間	令和9年4月1日(木)～令和10年3月31日(金)

地域の課題について、団体の提案をもとに、仙台市との協働で解決に向けて取り組む制度です。団体（市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等、その他団体）の専門性やネットワークを生かし、市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業の提案を募集します。なお、採択された事業にかかる経費は、1事業あたり300万円を上限として仙台市が負担します。

<募集内容>（詳細は2～4ページをご覧ください）

- （1）自由提案型：テーマや分野は問いません。
- （2）テーマ設定型：令和9年度向け募集においては設けません。

制度概要や様式等の  
ダウンロードはこちら



<事前相談（必須）>（詳細は7ページをご覧ください）

応募に際しては、事前相談が必要です。事業の概要がまとまり次第、お申し込みください。

ご相談・お問合せ



仙台市市民局 市民協働推進課 <平日 9:00～17:00>

仙台市青葉区二日町1-23 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL：022-214-1089 E-mail：[sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)

## 目 次

<u>1 応募資格</u> . . . . .	1
<u>2 募集する事業について</u> . . . . .	2
<u>(1) 募集する事業の要件</u> . . . . .	2
<u>(2) 事業提案に際しての留意点</u> . . . . .	2
<u>(3) 事業の種類</u> . . . . .	3
<u>(4) 事業費</u> . . . . .	4
<u>3 事業提案から事業実施までの流れ</u> . . . . .	5
<u>4 事業提案の応募方法</u> . . . . .	7
<u>(1) 事前相談会への参加</u> . . . . .	7
<u>(2) 市民活動サポートセンターによる個別相談</u> . . . . .	7
<u>(3) 事業提案書等の提出</u> . . . . .	8
<u>5 事業提案の採択方法</u> . . . . .	9
<u>(1) 採択方法</u> . . . . .	9
<u>(2) 事業採択基準</u> . . . . .	9
<u>(3) その他</u> . . . . .	9
<u>6 Q&amp;A</u> . . . . .	10

# 1 応募資格

---

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的を開催していること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第28条第1項に規定する事業報告書等が提出されていること（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の滞納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

## 2 募集する事業について

---

### (1) 募集する事業の要件

当制度で募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

### (2) 事業提案に際しての留意点

- ・ 課題や事業目的を明確に設定し、その課題が解決される事業となるように提案してください。
- ・ 特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、これまでの活動（成果）等で把握しているニーズや市政情報等から得られる情報に基づいて、具体的に記入してください。
- ・ 協働を想定する市の担当課に対して期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。

市の施策の方向性や概要は「仙台市基本計画」「仙台市実施計画」を参照してください。

<https://www.city.sendai.jp/machizukuri-kakuka/shise/zaise/kekaku/sogo/index.html>

### (3) 事業の種類

#### ① 自由提案型

テーマや分野は問いませんので、自由な発想に基づいてご提案ください。

※令和9年度向けの新規募集においては、テーマ設定型事業のテーマ設定はありません。

#### ② 事業期間について

事業期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までです。

ただし、翌年度一年間（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて申請をしていただき、審査を経たうえで、事業の採択の可否を決定します。

## (4) 事業費

### ① 経費負担

#### ○ 市の負担金額

全体事業費の10分の9以内（1事業あたり300万円を限度）

#### ○ 労力換算額の算入

提案団体の負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を提案団体の労力換算額として算入することができます。

#### 例) 全体事業費200万円の場合

提案団体の負担額は20万円以上必要。自己資金が10万円のみの場合、無償の労力をその実態に応じ10万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです（1人1時間あたり500円として換算します）。

### ② 対象となる経費

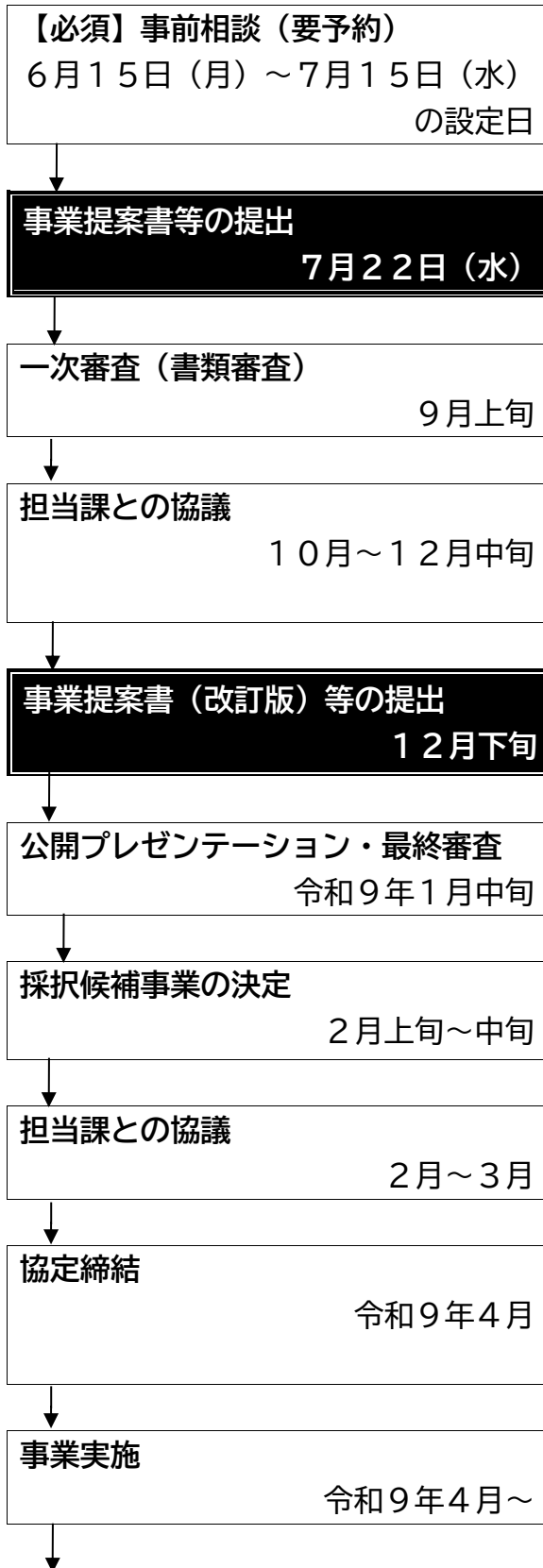
対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費（積算の根拠（これまでの実績や独自の単価表など）を添付してください）
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込2万円未満の物品等に限りです）
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など
（その他）	上記の他、市長が適当と認める経費

### ③ 対象とならない経費

- ・ 提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費
- ・ 備品（税込2万円以上の物品）の購入費
- ・ 団体内部の打ち合わせでの飲食費
- ・ 被服費
- ・ その他提案事業に直接関わらない経費

※事業提案にあたっては、「6 Q&A」（10ページ以降）もご参照ください。

### 3 事業提案から事業実施までの流れ



○申請フォームよりご入力いただいた相談内容を基に、市民活動サポートセンター及び市民協働推進課からヒアリングを行います。（詳細は7ページをご覧ください）

○事業提案書等を締切日までにご提出ください。（詳細は8ページをご覧ください）

○事業提案書等を基に、市民協働事業提案制度検討会が審査を行います。（詳細は9ページをご覧ください）

○一次審査を通過した場合には、最終審査に向けて市の所管課と協議を行い、提案内容をブラッシュアップしてください。

○市の所管課との協議を踏まえ、事業提案書の改訂版等を提出してください。

○公開プレゼンテーション等を基に、市民協働事業提案制度検討会が審査を行います。

○検討会の審査内容を踏まえて、必要な調整を行った上で、市が採択候補事業を決定します。

○採択候補団体と市の所管課が協議を行い、詳細な事業計画を立案していきます。

○令和9年度予算発効後、採択候補団体と市が協定を締結します。協定内容に基づき、市から事業実施負担金が概算払により支払われます。

○事業実施にあたっては、団体と市所管課が互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。

**中間報告**

令和9年8月頃

○事業実施状況等について、中間期に団体から一般公開による報告を行います。

↓

**事業実施報告書の提出(事業費の精算)**  
(令和10年3月末日または事業終了後7日以内のいずれかの早い日まで)

○事業実施報告書や領収書の写し等を提出いただきます。報告をもとに市が交付対象となる経費を確認し、負担金額を確定します。確定した負担金額が概算払の額を下回る場合は、差額について市へ返金していただきます。

↓

**事業報告・評価**

令和10年8月頃

○事業実施報告書等をもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・市ともに振り返り、評価を行います。

## 4 事業提案の応募方法

---

### (1) 事前相談への参加（必須）

事業提案には、必ず事前相談（※最大1時間程度）への参加が必要です。

市民活動サポートセンターと市民協働推進課が、事業提案に関する相談を受け付けます。原則、以下日程のうち希望日の4日前（土日祝日を除く）までに、下記の申込フォームより市民協働推進課までお申し込みください。

事前相談受付期間：6月15日(月)～7月15日(水)

申込フォーム (URL)：

<https://logoform.jp/form/3PrJ/1590622>

または



### (2) 市民活動サポートセンターによる個別相談（任意）

市民活動サポートセンターでは、希望する団体に対して、事前相談の時だけではなく、その前後にも相談が可能です。提案書の書き方で迷っている等々、幅広く個別相談に応じることが可能ですので、お気軽にお問い合わせください。詳細はホームページをご確認ください。

市民活動サポートセンター：

仙台市青葉区一番町四丁目 1-3 TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

開館時間：9:00～22:00（月～土） 9:00～18:00（日・祝）

休館日：毎月第2・第4水曜日・年末年始

ホームページはこちら →



### (3) 事業提案書等の提出（必須）

事前相談への参加後に、以下の提出書類を市民協働推進課までご提出ください。

#### <提出書類>

- ①事業提案書（第1-1号様式）※一次審査用様式
- ②団体概要書（第2号様式）
- ③事業収支予算書（第3号様式）
- ④提案する団体に関する次の書類
  - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
  - ・役員名簿及び会員名簿
  - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
  - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
  - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
  - ・市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は  
市税の滞納がないことの証明書<sup>※1</sup>（当該申告の義務を有する団体のみ）
  - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書<sup>※2</sup>（当該申告の義務を有する団体のみ）
  - ・誓約書（第5号様式）

※1 市税の滞納がないことの証明書：

各区役所税務会計課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課の窓口で発行可能です。  
一部につき、300円の証明手数料が必要です。

※2 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書：所管の税務署までお問い合わせください。

✓様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r9teianbosyu.html>

<提出締切> 令和8年7月22日（水）

#### <提出方法>

メール（※）	<提出先> 記載のメールアドレス宛にお送りください。 受領後、受領確認メールをお送りします。
郵送（※）	<提出先> 記載の住所へご郵送ください。（当日消印有効） 受領後、受領確認メールをお送りします。
持参	<提出先> 記載の住所へご持参ください。（午前9時～午後5時まで受付）

（※）下記に該当する場合は必ず電話連絡をしてください。

- ・締切日までに受領確認メールが届かない場合
- ・締切日にメール送信・郵送で提出する場合

#### <提出先>

メール：市民局市民協働推進課あて [sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)

郵送・持参：〒980-0802 仙台市青葉区二日町 1-23 二日町第四仮庁舎 2階  
（アーバンネット勾当台ビル）

## 5 事業提案の採択方法

---

### (1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査・担当課ヒアリング）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

#### <市民協働事業提案制度検討会>

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員等で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

### (2) 事業採択基準

#### <一次審査>

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の可能性	・市と提案団体のそれぞれの役割が明確かつ妥当なものであり、協働による相乗効果が期待できるものであるか。
③ 独自性	・既存の取り組みや市の施策との差別化がなされており、提案団体の特性が生かされたものであるか。

#### <最終審査>

① 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
② 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
③ 効果測定やニーズの分析	・事業効果の測定や、ニーズを評価・分析する方法等が考えられているか。
④ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

### (3) その他

採択した事業については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、実施方法・事業費の用途等について、条件を付す場合があります。

また、市の負担額について一部減額して採択する場合があります。この場合は、提案団体に対して、事業実施の意思を確認します。

## 6 Q&A

---

### 募集事業について

Q1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A1 事業の実現性などの点から1団体1提案とします。

Q2 要件を満たしていれば、地域課題の把握を目的とする「調査」も募集対象となるのか。

A2 要件を満たした上で、事業効果を高めるために必要な地域課題の検証・調査を行うものであれば対象となります。(検証・調査のみの提案は不可)

### 対象となる団体について

Q3 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A3 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q4 個人での提案はできないのか。

A4 市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行うには一定規模の組織体制が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q5 複数の団体が連携して組織した団体(連携団体)として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。

A5 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する個々の団体が1年以上継続して活動しているのであれば、連携団体としての活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

## 事前相談について

Q6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行くのか。その際は団体が申し込みを行うのか。

A6 事前相談は、事業提案書の提出前に行います。提案内容をより具体的で実現性の高いものとするために、事前相談を必須としております。団体から市民局市民協働推進課に事前に申し込みをしてください。（詳細は7ページをご覧ください）

## 事業費等について

Q7 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A7 自己資金が少ない(事業費総額の10分の1に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q8 「無償の労力の労力換算額」を1人1時間あたり500円とするのはなぜか。

A8 本制度では、事業費の10分の1以上の団体負担額が必要ですが、自己資金のほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1人1時間あたり500円と換算して団体負担額に算入することができます。

無償で提供された労力がいくらに相当するかは事業や活動の内容に応じて異なることや、労働とはならない労力提供に対して謝礼を支払う慣行もあることを考慮し、上記の換算額としています。

なお、本制度における労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される活動は対象となりません。

Q9 人件費は1人1時間あたり500円とする必要がありますか。

A9 人件費については、労力換算で定める1人1時間あたり500円とする必要はありません。雇用契約に基づき賃金を支払う場合や、ボランティアスタッフに謝金等を支払う場合に、実際の支払額を事業費（支出）として計上してください。

Q10 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A10 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、市その他の助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

Q11 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A11 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q12 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するということか。

A13 原則として、一度事業費をお支払いし、事業終了後に精算します。未使用分および事業経費として認められない分は、市へ返金していただきます。

Q13 事業は4月からのスタートを想定しているが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A13 支出経費は事業期間内（事業対象年度）に、実施・支払いが行われるものに限って計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q14 収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A14 自己資金として事業費に充てていただいてもかまいません。ただし、支出合計額を収入合計額が上回り、収益となった場合は、団体と市の負担金額の割合に応じて精算に向けて協議していくこととなります。また、本事業に対する寄付があった場合も同様です。詳細につきましてはご相談ください。

## その他

Q15 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A15 事業実施にあたって、締結する協定において、成果物の帰属について規定し、必要に応じて細部について協議していくこととなります。

Q16 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。

A16 「地域」の範囲は行う事業によって異なります。【仙台市】全域を対象とする事業であれば「地域」は【仙台市】となりますし、各区や各町内会を対象とする事業であれば「地域」は各区や各町内会となります。

## 過去の採択事業について

Q17 過去の採択事業を教えてください。

A17 過去2年の採択事業は以下のとおりです。

### <令和8年度実施>

1	事業名	ひきこもり者への支援つき短期アルバイトの提供と、企業ネットワークの構築 (令和7年度より継続)
	提案団体	特定非営利活動法人 Switch
	担当課	健康福祉局障害者支援課
2	事業名	文化芸術アウトリーチ活動普及に向けた環境整備事業 (令和7年度より継続)
	提案団体	一般社団法人 PLAY ART せんだい
	担当課	文化観光局文化振興課/教育局教育指導課
3	事業名	医療的ケア児とファミリーの多様な交流拠点を創る～だれも取り残されない仙台～ (令和7年度より継続)
	提案団体	社会福祉法人あいの実
	担当課	健康福祉局障害者支援課
4	事業名	こどもの森 Mukaiyama ～外遊び環境の充実に向けた調査・実証事業～
	提案団体	特定非営利活動法人冒険あそび場 - せんだい・みやぎネットワーク
	担当課	建設局公園管理課

### <令和7年度実施>

1	事業名	ひきこもり者への支援つき短期アルバイトの提供と、企業ネットワークの構築
	提案団体	特定非営利活動法人 Switch
	担当課	健康福祉局障害者支援課
2	事業名	地域活動人材創出育成事業 “プロジェクトダイノハラ”
	提案団体	一般社団法人ながまちマチキチ
	担当課	都市整備局地下鉄沿線まちづくり課/青葉区公園課/青葉区まちづくり推進課
3	事業名	文化芸術アウトリーチ活動普及に向けたコーディネーター育成及び環境整備事業
	提案団体	一般社団法人 PLAY ART! せんだい
	担当課	文化観光局文化振興課/教育局教育指導課
4	事業名	医療的ケア児とファミリーの多様な交流拠点を創る～だれも取り残されない仙台～
	提案団体	社会福祉法人あいの実
	担当課	健康福祉局障害者支援課
5	事業名	若者・子育て世代を支援する地下鉄駅前にぎわい創出事業 (令和6年度より継続)
	提案団体	八木山地区まちづくり研究会
	担当課	都市整備局地下鉄沿線まちづくり課

詳細やその他事業については、仙台市ホームページで確認できます。

<http://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/sedo/index.html>

